法第３５条の２（排煙設備、非常用の照明装置、内装制限等）

「学校等」の扱い

① 利用形態が遊技場その他の用途部分と一体に利用されるボウリング場（スポーツの練習場）などは「学校等」に含まれないが、ボウリング場の部分とボウリング場以外の部分とが令第１１２条第１項、第１０項、第１１項若しくは第１４項から第１６項までの規定により防火区画され、それぞれ区画された部分を独立した建築物とみなした場合に、それぞれが令第５章及び令第５章の２の規定に適合するものにあっては、当該ボウリング場の部分を「学校等」として扱うことができる。

② プールに付属する管理事務所のように、用途上一体とみなせる部分については「学校等」の建築物の部分に含まれるが、大会議室のように用途上可分である室については、「学校等」の建築物の部分に含まれない。（防火解説Ｐ．８７）